

事 務 連 絡
令和 7 年 10 月 8 日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課

令和 7 年台風第 22 号に伴う災害の被災者に係る
定期検査等の取扱いについて

特定 B 型肝炎ウイルス感染者に対する定期検査等につきましては、日頃から多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

今般、令和 7 年台風第 22 号に伴う災害の被災者に係る定期検査等の取扱いについて、別添のとおり社会保険診療報酬支払基金宛て通知いたしましたのでご連絡いたします。

貴団体におかれましても関係者への周知をお図りいただき、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

別添

事務連絡
令和7年10月8日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課

令和7年台風第22号に伴う災害の被災者に係る
定期検査等の取扱いについて

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

この度の令和7年台風第22号に伴う災害の被災状況等に鑑み、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号。以下「法」という。）第16条第1項に規定する受給者証（以下「受給者証」という。）については、受給者証を紛失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において法第12条第1項に規定する定期検査（以下「定期検査」という。）及び法第13条第1項に規定する母子感染防止医療（以下「母子感染防止医療」という。）を受ける際に、受給者証を提示することができない場合も考えられることから、被災者の方々の定期検査等の取扱いについて、当面別紙1のとおりとすることといたします。

(別 紙1)

(1) 定期検査等受診時における取扱

定期検査又は母子感染防止医療を受ける際、法第16条第1項に規定する受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、一部負担金の支払を要することなく受診できるものとする。

(2) 当該患者に係る定期検査費等の請求時における取扱

医療機関等は、受給者の申し出があった場合、明細書に8桁の公費負担者番号(62130018)を記載するとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

また、受給者番号(7桁)が確認できた場合には、当該番号も記載することとし、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

なお、受給者証の使用が可能である、公費負担の対象となる医療は、別紙2のとおりである。

(別 紙 2)

1. 定期検査

(1) 支給の対象となる費用

- ・ 本人が慢性肝炎等の発症を確認するため、下記(2)の上限回数の範囲内で定期検査を受けた際の検査費用および初・再診料(自己負担分)

(2) 上限回数

- ・ 血液検査、画像検査(腹部エコー) : 年4回
- ・ 画像検査(造影CT・造影MRI、または単純CT・単純MRI) : 年2回

※ 回数の数え方は、暦年単位(毎年1~12月の間に4回または2回までの受診)。

※ 血液検査の対象となる検査項目：赤血球数、白血球数、血色素測定(ヘモグロビン)、ヘマトクリット値、血小板数、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST(GOT)、ALT(GPT)、ALP、 γ -GTP(γ -GT)、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、総コレステロール、AFP、PIVKA-II、AFP-L3%、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNA

2. 母子感染防止医療

(1) 支給の対象となる費用

- ・ 和解対象者が出産した時に、その子に対するB型肝炎ウイルスの母子感染を防止するため、下記(2)の上限回数の範囲内でワクチンの投与等およびこれに附帯する検査が行われた場合、その投与等の費用、検査費用、初・再診料(自己負担分)

(2) 上限回数

- ・ 母親の血液検査(HBe抗原及びHBe抗体) : 子1人につき1回



10月8日 22時30分公表

令和7年10月8日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和7年台風第22号に伴う災害に係る 災害救助法の適用について

1. 災害の概要

令和7年台風第22号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、東京都は7町村に災害救助法の適用を決定した。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【東京都】 島しょ利島村 (とうしょとしまむら) 島しょ新島村 (とうしょにいじまむら) 島しょ神津島村 (とうしょこうづしまむら) 島しょ三宅村 (とうしょみやけむら) 島しょ御蔵島村 (とうしょみくらじまむら) 島しょ八丈町 (とうしょはちじょうまち) 島しょ青ヶ島村 (とうしょあおがしまむら)	10月8日	令和7年台風第22号に伴う災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行 令第1条第1項 第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・ 避難所の設置 等

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
藤田、新野、阿部、池沼、田村
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、「**災害救助法**」は、**発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。

■ 災害が発生した場合の対応



■ 災害が発生するおそれがある場合の対応



1. 制度概要

- (1) 災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- (2) 都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。
(法第2条第1項)
 - ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第1条第1項第1号～第3号）
 - ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第1条第1項第4号）
- (3) 災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第2条第2項）

		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法5条）	救助の後方支援、総合調整（基本法4条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法13条2項）	救助の実施主体 （法2条） （救助実施の区域を除く（法2条の2））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法13条1項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法13条1項）
	費用負担	費用負担なし（法21条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

(1) 避難所の設置（S22～）	(6) 医療及び助産（S22～）	(11) 埋葬（S22～）
(2) 応急仮設住宅の供与（S28～）	(7) 被災者の救出（S28～）	(12) 死体の捜索・処理（S34～）
(3) 炊き出しその他による食品の給与（S22～）	(8) 福祉サービスの提供（R7～）	(13) 障害物の除去（S34～）
(4) 飲料水の供給（S28～）	(9) 住宅の応急修理（S28～）	
(5) 被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	(10) 学用品の給与（S22～）	

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**（※）を定めることができる。（※令第3条第2項）

3. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
 国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円

事務連絡
令和7年10月8日

社会保険診療報酬支払基金 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
がん・疾病対策課

令和7年台風第22号に伴う災害の被災者に係る
定期検査等の取扱いについて

特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務につきましては、日頃より多大なる御協力を賜り心から御礼申し上げます。

この度の令和7年台風第22号に伴う災害の被災状況等に鑑み、特定 B 型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号。以下「法」という。）第16条第1項に規定する受給者証（以下「受給者証」という。）については、受給者証を紛失あるいは家屋に残したまま避難している等により、医療機関において法第12条第1項に規定する定期検査（以下「定期検査」という。）及び法第13条第1項に規定する母子感染防止医療（以下「母子感染防止医療」という。）を受けの際に、受給者証を提示することができない場合も考えられることから、被災者の方々の定期検査等の取扱いについて、当面別紙1のとおりとすることといたします。

(1) 定期検査等受診時における取扱

定期検査又は母子感染防止医療を受ける際、法第16条第1項に規定する受給者証の提出ができない場合においても、医療機関において、受給者証の交付を受けている者であることを申し出、氏名、生年月日及び住所を確認することにより、一部負担金の支払を要することなく受診できるものとする。

(2) 当該患者に係る定期検査費等の請求時における取扱

医療機関等は、受給者の申し出があった場合、明細書に8桁の公費負担者番号(62130018)を記載するとともに、摘要欄の余白に被災前の住所を記載し、審査支払機関に請求すること。

また、受給者番号(7桁)が確認できた場合には、当該番号も記載することとし、受給者番号が確認できない場合においては、摘要欄の先頭に「不詳」と記録すること。

なお、受給者証の使用が可能である、公費負担の対象となる医療は、別紙2のとおりである。

1. 定期検査

(1) 支給の対象となる費用

- ・ 本人が慢性肝炎等の発症を確認するため、下記(2)の上限回数の範囲内で定期検査を受けた際の検査費用および初・再診料(自己負担分)

(2) 上限回数

- ・ 血液検査、画像検査(腹部エコー):年4回
- ・ 画像検査(造影CT・造影MRI、または単純CT・単純MRI):年2回

※ 回数のおえ方は、暦年単位(毎年1~12月の間に4回または2回までの受診)。

※ 血液検査の対象となる検査項目:赤血球数、白血球数、血色素測定(ヘモグロビン)、ヘマトクリット値、血小板数、末梢血液像、プロトロンビン時間測定、活性化トロンボプラスチン時間測定、AST(GOT)、ALT(GPT)、ALP、 γ -GTP(γ -GT)、総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ChE、総コレステロール、AFP、PIVKA-II、AFP-L3%、HBe抗原、HBe抗体、HBV-DNA

2. 母子感染防止医療

(1) 支給の対象となる費用

- ・ 和解対象者が出産した時に、その子に対するB型肝炎ウイルスの母子感染を防止するため、下記(2)の上限回数の範囲内でワクチンの投与等およびこれに附帯する検査が行われた場合、その投与等の費用、検査費用、初・再診料(自己負担分)

(2) 上限回数

- ・ 母親の血液検査(HBe抗原及びHBe抗体) :子1人につき1回